

藍原　章 議員

医療的ケア児支援法の改正を踏まえた切れ目のない地域支援体制の構築について

問 **18歳以降の就労などの「18歳の壁」を解消する体制を整えるべきと考えるが見解を伺う**

答 **支援の受け皿の拡充に向け、県や関係機関と協議を行っていきます**

問 **医療的ケア児・者の在宅実態などを把握し「ケアラー支援」の視点に立った施策を強化すべきと考えるが見解を伺う。**

答 **健康福祉部長**

市では、これまでにご家族の負担軽減のために、一時預かりなどの医療機関でのレスパイト入院や短期入所、日中一時支援などのサービス体制を整えるとともに、在宅サービスについても、訪問看護やホームヘルプ、訪問入浴等の必要なサービスをご利用いただけるよう取り組んできました。今後においても、必要な支援を行っていきます。

本年、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律が成立し、18歳以上の医療的ケア者」や「重症心身障がい者」を新たに法的支援対象として明記し、令和9年4月1日に向けた体制整備がスタートした。

問 **医療的ケア児等支援センターや関係機関との連携強化による、支援の受け皿拡充と地域格差の解消を図るべきと考えるが見解を伺う。**

答 **健康福祉部長**

医療的ケア児等の将来を見据え、支援における課題を共有・協議した結果、医療型短期入所施設が開設されるなど成果につながっています。今後においても、医療的ケア児等の成長に伴って変化するニーズについて情報収集を行い、必要な時に、必要な支援が受けられる体制が確保されるよう、引き続き県に対して働きかけていきたいと思います。



問 **18歳以降の相談支援、就労、医療、住居確保などの「18歳の壁」を解消する体制を整えるべきと考えるが見解を伺う。**

答 **健康福祉部長**

進学や卒業などライフステージが変化する際には、支援チームが伴走しながら「18歳の壁」が生じないよう早い段階から協議を重ね、本人の将来を見据えて、支援が途切れることがないよう一体的に対応しています。また、支援の受け皿の拡充に向け、県や関係機関と協議を行っていきます。

その他の質問

市民後見人制度の活用促進と成年後見人等、送付先住所変更の一括手続について